

吹田市公立保育所のあり方懇談会設置要領

制定 平成24年4月2日

(目的)

第1条 本市における公立保育所の諸課題への対応と今後のあり方について、どのような施策が必要か、市民から広く意見を求めるために、吹田市公立保育所のあり方懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇談会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・教育関係者
- (3) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、懇談会の設置期間中とする。

(座長)

第4条 懇談会は、委員の互選により座長及び副座長を定める。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、開催できない。

(意見の聴取)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の出席を求め、意見または説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、こども部こども育成室保育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要領は平成24年4月2日から施行する。